

タイムズカーレンタル貸渡約款 新旧対比表(2020 年 4 月 1 日改定)

条項	新条文	旧条文
第7条(貸渡契約の成立) 第6項	6.借受人との間に既に予約契約が成立している場合、レンタカーの引渡しは、第2条第1項に定める借受開始日時に、同条項に明示された借受場所で行うものとし、受領済の予約申込金は貸渡契約が成立した時点で貸渡料金の一部に充当されます。	6.借受人との間に既に予約契約が成立している場合 <u>は、前項に基づくレンタカーの引渡しがあったときに、当該予約契約が完結し、貸渡契約が成立するものとします。</u> <u>なお、</u> レンタカーの引渡しは、第2条第1項に定める借受開始日時に、同条項に明示された借受場所で行うものとし、受領済の予約申込金は貸渡契約が成立した時点で貸渡料金の一部に充当されます。
第7条(貸渡契約の成立) 第7項の後段	この場合には、借受人は第4条第4項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとします。 <u>なお、</u> 当社は、予約申込金を受領している場合において、この予約取消手数料の支払いがあったときは、当該予約申込金を借受人に返還するものとします。	この場合には、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとします。 <u>なお、</u> 当社は、予約申込金を受領している場合において、この予約取消手数料の支払いがあったときは、当該予約申込金を借受人に返還するものとします。
第8条(貸渡契約の締結の拒絶) 第2項	前項の場合において、借受人との間に既に予約契約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして、借受人は第4条第4項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。	前項の場合において <u>取扱</u> い、借受人との間に既に予約契約が成立していたときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして、借受人は第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
第17条(借受人都合による貸渡の中途終了) 第2項	2.借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。 【解約手数料】 (貸渡契約期間に対応する貸渡料金－貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金)×50% <u>ただし、当社が別途定める限度額を上限とします。</u>	2.借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。 【解約手数料】 (貸渡契約期間に対応する貸渡料金－貸渡から解約までの期間に対応する貸渡料金)×50%
第26条(駐車違反の場合の措置等) 第5項	<u>5.警察又は都道府県公安委員会から当社に対し駐車違反の連絡があった場合、当社は借受人に対し、次項に定める駐車違反関係費用相当額の預り金の支払いを求めることができます。なお、借受人が預り金を支払った場合において、当社が次項に定める放置違反金を納付するまでに、借受人が反則金を納付したときは、当社は預り金から当該駐車違反に伴う諸費用を控除した金額を借受人に返還するものとします。</u>	(新設)
第26条(駐車違反の場合の措置等) 第6項	6.当社が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、又は借受人又は運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合、 <u>又は都道府県公安委員会より車両の使用制限(運転禁止)を受けた場合には、</u> 当社は借受人に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。 (1)放置違反金相当額 (2)当社が別途定める駐車違反違約金 (3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用 <u>(4)当社が別途定める使用制限(運転禁止)による営業補償金</u>	5.当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、又は借受人又は運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。 (1)放置違反金相当額 (2)当社が別途定める駐車違反違約金 (3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
第34条(返還場所等) 第2項	2.借受人又は運転者が、第18条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所においてレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。 【返還場所変更違約料】 返還場所の変更によって必要となるレンタカー移動費用 <u>を含めた実費相当額及び損害額</u>	2.借受人又は運転者が、第18条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所においてレンタカーを返還したときは、借受人は、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。 【返還場所変更違約料】 返還場所の変更によって必要となるレンタカー移動費用 <u>×3</u>

条項	新条文	旧条文
第 42 条(自動車メーカー等による車両情報の取得)	<u>第 42 条(自動車メーカー等による車両情報の取得)</u> <u>借受人又は運転者は、レンタカー車両に自動車メーカー、自動車販売会社および自動車メーカー等の提携事業者(以下「自動車メーカー等」といいます)のカーナビ等車載機器が搭載されている場合があります、自動車メーカー等が以下のとおり車両情報を取得する場合があることを異議なく承諾します。</u> (1) 主な車両情報 走行時間、走行距離、速度、車両状態、位置情報等 (2) 利用目的 緊急時の状況確認、自動車メーカー等の提供する商品開発、安全管理の取組、サービスの向上等、自動車メーカー等所定の利用目的に準じます。 (3) 本条に基づく車両情報の取得者及び責任者 自動車メーカー等 (4) 保存期間 自動車メーカー等所定の保存期間に準じます。	(新設)
第 43 条(本約款等の変更)	1. 当社は、借受人の事前の承認なしに、<u>次項に定める方法</u>により、本約款及び細則を変更することがあります。 2. 本約款及び細則の変更は、変更内容を第 36 条 8 項記載の当社ホームページに掲載する <u>方法または当該変更内容に照らし適切な方法</u>で借受人に告知することにより行うものとします。 3. 前項に基づく本約款及び細則の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日 <u>または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日</u>より生ずるものとします。	1. 当社は、借受人の事前の承認なしに、<u>第 2 項に定める方法</u>により、本約款及び細則を変更することがあります。 2. 本約款及び細則の変更は、変更内容を第 36 条 8 項記載の当社ホームページに掲載する方法で借受人に告知することにより行うものとします。 3. 前項に基づく本約款及び細則の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日より生ずるものとします。

ネットクレジットカード決済特約 新旧対比表(2020 年 4 月 1 日改定)

条項	新条文	旧条文
第 11 条(本特約等の変更)	<u>第 11 条(本特約等の変更)</u> 1. <u>当社は、予約者の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本特約を変更することがあります。</u> 2. <u>本特約の変更は、変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で予約者に告知することにより行うものとします。</u> 3. <u>前項に基づく本特約の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。</u>	(新設)

特定車両に係る貸渡約款特約 新旧対比表(2020 年 4 月 1 日改定)

条項	新条文	旧条文
第 8 条(本特約等の変更)	<u>第 8 条(本特約等の変更)</u> 1. <u>当社は、借受人および運転者の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本特約を変更することがあります。</u> 2. <u>本特約の変更は、変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で借受人に告知することにより行うものとします。</u> 3. <u>前項に基づく本特約の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日または前項の適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。</u>	(新設)